

重 点 要 請 項 目

平成 2 3 年度 重点要請項目について

川崎市では、平成 2 3 年度からの新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第 3 期実行計画の策定に向け、施策・事業等の検討、調整に取り組んでおります。この第 3 期実行計画では、本市における当面の人口増への対応と人口減少期への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組や、厳しい財政状況下においても、川崎の強みを活かした相乗効果が次々と波及していくグッドサイクルのまちづくりを推進するなど、本市の活力の維持、向上を図る取組を進めることとしていきます。

こうした中で、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする地域主権改革が是非とも必要です。

また、地域主権改革は、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く国のかたちを変える重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、地域主権改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、国庫補助負担金の一括交付金化、さらに、生活保護制度の抜本改革などについて重点的に要請します。

また、本市のまちづくりを進めるにあたっては、国の適切な財政措置が必要となりますが、このうち特に重要な都市拠点機能整備事業や臨海部再編整備の推進などに係る財政措置についても重点的に要請します。

地方税財源の充実確保について

【総務省】

要請事項

- 1 地方の意見を尊重し、地域主権改革の実現に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が5.5 : 4.5であるのに対し、「税の実質配分」は1 : 9と逆転している。当面は消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、早期に「税の配分」が5 : 5となるようにすること。また、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。
- 3 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。
- 4 国が負担すべき分野については、必要な経費全額を国が負担し、国庫補助負担金の一方的な削減等、単に国から地方への負担転嫁を行わないこと。
- 5 国直轄事業負担金は早期に廃止すること。また、現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費全額を税源移譲により措置すること。

要請の背景

地域主権改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要であります。

平成22年度には地域主権戦略大綱の策定や地域主権推進一括法案（第2次）の国会提出が予定されているなど、これから平成23年度にかけ、地域主権改革の実現に向けて極めて重要な時を迎えます。

国・地方における租税の配分状況（平成22年度）

税の配分の
抜本的な
是正が必要！

〈現 状〉

税の配分	税の実質配分
地方税 32兆5,096億円 45.2%	地 方 62兆7,637億円 87.2% (地方税 32兆5,096億円)
国 税 39兆4,623億円 54.8%	地方交付税 17兆4,779億円 地方譲与税 1兆9,171億円 国庫支出金 11兆5,663億円 国直轄事業 負担金等 7,072億円
	9兆2,082億円 国 12.8%

税源移譲

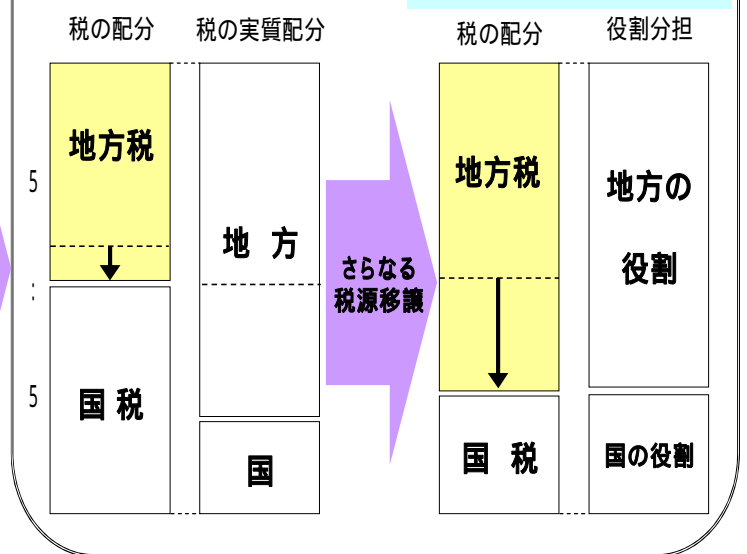
地域主権改革

〈当 面〉

〈さ ら に〉

国 5 : 地方 5

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



総額 71兆9,719億円 総額 71兆9,719億円

(注) 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分の是正によるものではない。

国直轄事業に対する川崎市の負担

(単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する川崎市の負担額	川崎市の負担割合
整備	国 道	2,314	892	39 %
	港 湾	50	23	45 %
計		2,364	915	39 %

負担額は平成20年度決算に基づく
維持管理分を除く

この要請文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

国庫補助負担金の一括交付金化について

【総務省・内閣府】

要請事項

- 1 一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、最終的には国と地方の役割分担を見直したうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金は廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 2 一括交付金の制度設計にあたっては、自治体間の財政調整は行わず、地方の施策・事業の必要額が確保され、用途については、現行補助金所管府省の枠を超えた、地方にとって自由度の高いものとする。
- 3 検討にあたり、地方公共団体の意見を取り入れた制度とすること。
- 4 地方の来年度予算編成に支障を来たさないよう、早期に制度設計を行い提示すること。

基本的な考え方

一括交付金の対象から除くべきもの

- ・ 全国統一の基準で取り扱うことが望ましい、国が担うべき分野であって、地方の裁量の余地がない分野 例：生活保護、子ども手当、国民健康保険 など
- ・ 個別の事情により特定の地域に対し交付されているもの 例：電源立地交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、防衛施設に関するもの など
- ・ 重点的、臨時巨額な財政需要が必要なもの 例：災害対策、我が国の成長戦略など国策として行うもの など
- ・ その他 例：国庫委託金、国有資産所在地市町村交付金、交通安全対策特別交付金、その他国家補償的性格のもの など

一括交付金の総額・配分

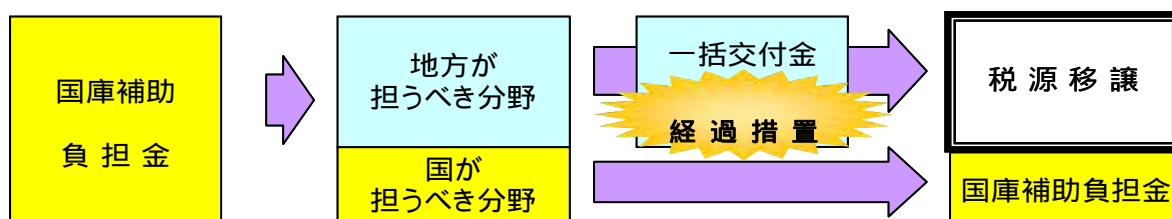
- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮する。
- ・ 国の財政再建を目的に、スリム化と称した削減は行わず、地方の施策・事業の必要額を確保する。

- ・ 一括交付金での自治体間の財政調整は行わない。
- ・ 人口などをメインとし、各自治体の行政需要も的確に反映できる客観的指標により配分する。

地方の自由度の拡大と国との関わり

- ・ 括り方は、現行補助金所管府省の枠を超えた、一つの大きな『一括』の交付金とし、施策分野や経常、投資の区分を設けず、地方にとって自由度の高いものとする。
- ・ 国の箇所付けの廃止や原則として事業計画の提出を不要とするなど、地方への国の事前関与をできるかぎり縮小する。

一括交付金の税源移譲までの経過措置のイメージ



括り方と用途のイメージ

区分	全 施 策
経常	施策間、経常、投資間ともに用途は自由
投資	

一括交付金の対象とする国庫補助負担金（平成22年度国予算ベース）

（単位：億円）

性 質	社会保険	義務教育	そ の 他	合 計
経 常	8,120 児童保護費等負担金 児童育成事業費補助金 疾病予防対策事業費等補助金 他	16,136 義務教育費国庫負担金 他	265	24,521
投 資	582 地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金 他	1,161 安全・安心な学校づくり交付金 他	29,155 社会資本整備総合交付金 活力創出基盤整備総合交付金 水の安全・安心基盤整備総合交付金 市街地整備総合交付金 地域住宅支援総合交付金 下水道事業費補助 道路事業費補助 他	30,898
合 計	8,702	17,297	29,420	55,419

指定都市市長会事務局試算によるもの

社会保険・義務教育関係については、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して一括交付金の対象外とするが、個別に精査する必要がある。

この要請文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL.044-200-2183

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

【総務省・文部科学省】

要請事項

- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。
- 3 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して所要全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえて、学級編制基準や教職員定数の設定権等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要全額について税源移譲を行うこと。
- 4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

要請の背景

指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものでありますが、指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生じています。また、指定都市では事務配分の特例により道府県に代わって事務を行

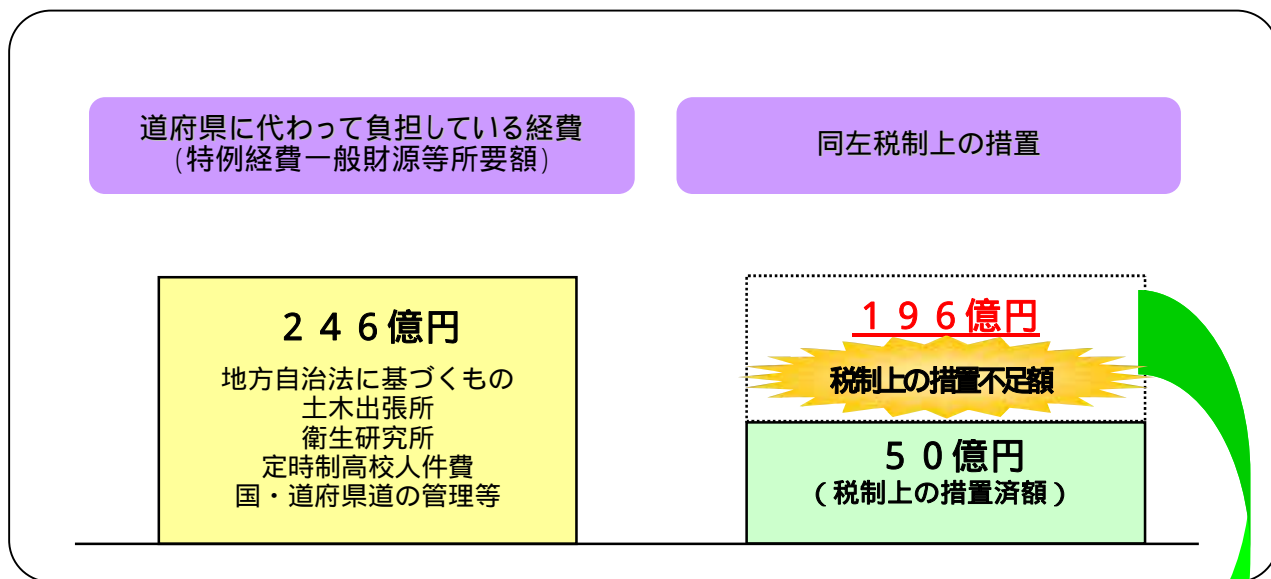
っているにもかかわらず、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

地方分権改革推進委員会の第一次勧告では、道府県から市町村へ移譲すべき事務事業が示されましたが、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。

指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えています。

[大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]

(平成21年度予算に基づく概算)



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額についてさらに税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約425億円

この要請文の担当課/財政局証培部資金課 TEL 044-200-2183
/教育委員会事務局勤労課 TEL 044-200-2721

川崎縦貫高速鉄道線の整備について

【国土交通省】

要請事項

- 1 我が国の有する最先端の鉄道技術や環境技術を活かし、燃料電池やリチウムイオン電池等の次世代電池を用いた電車等の導入に向け、一層の研究開発に取り組むこと。

要請の背景

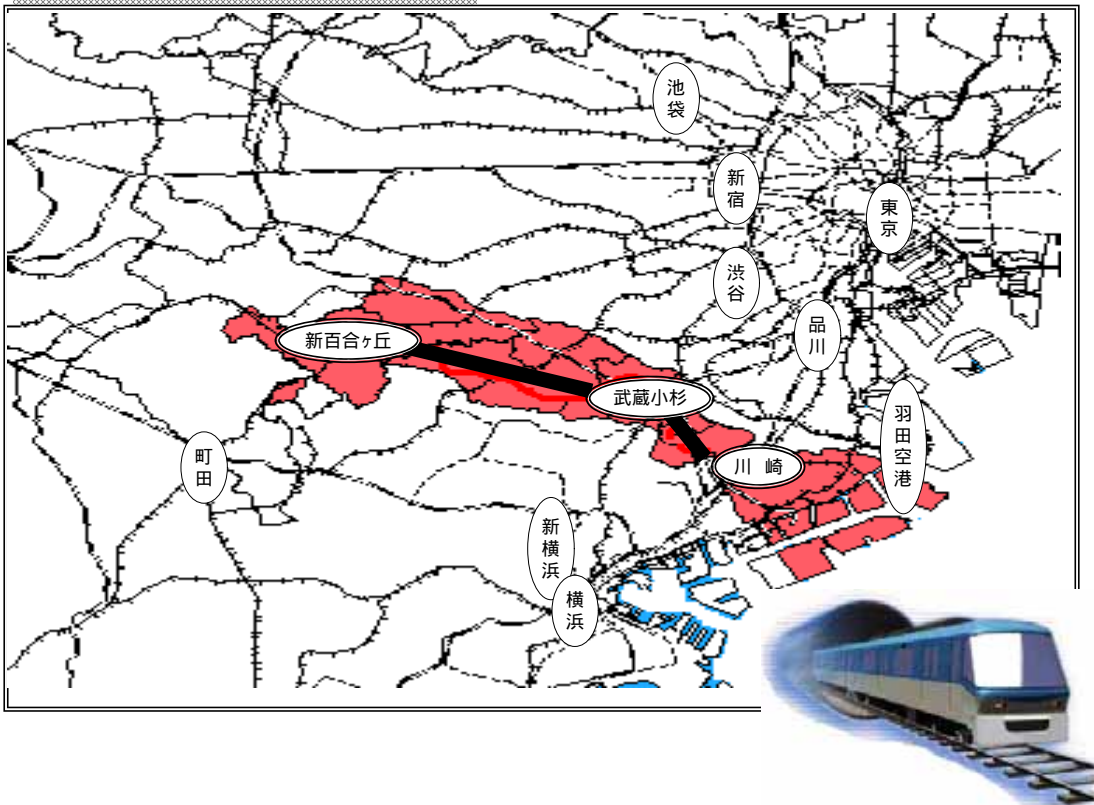
川崎縦貫高速鉄道線は、川崎市における重要な社会基盤となるものであり、市内鉄道不便地域の改善や既存鉄道の混雑緩和のほか、首都圏における広域鉄道ネットワークの形成など様々な整備効果が期待されております。

現在、本市では、川崎縦貫高速鉄道線の事業推進に向け、臨海部における環境技術をはじめとする先端技術の集積等を活かし、リチウムイオン電池を活用した電車の導入検討等、環境にやさしく、コスト削減にも資する新技術の導入について検討を行っております。

効果等

本路線の整備により、市内交通の円滑化や市民の利便性の向上とともに、首都圏における鉄道ネットワークの形成等都市機能の向上が図られます。

川崎縦貫高速鉄道線 路線計画図



川崎縦貫高速鉄道線の事業推進に向けた取組

「環境先進都市かわさき」として
環境にやさしく、コスト削減にも資する新技術導入等の検討

「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」の取組

リチウムイオン電池等を
活用した車両の
開発動向の把握

導入可能な
新技術の抽出と
効果、課題の整理

建設コスト
削減の方策検討など

川崎駅周辺地区の整備について

【国土交通省】

要請事項

- 1 川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財源措置を講ずること。

要請の背景

川崎駅周辺地区は、広域拠点として位置付け、民間活力の活用などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めており、また、都市再生緊急整備地域に指定され、市街地の活性化やにぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しております。

J R川崎駅の東西を回遊する主動線である東西自由通路はJ R川崎駅西口における大規模商業施設や都市住宅等の整備により利用者が増加していることから、混雑解消と歩行者動線の分散、駅周辺の回遊性強化と利便性向上を図るため、北口自由通路及び北口改札の一体的な整備に向けた取組などを進めてまいります。

川崎駅西口地区は、民間の開発動向をとらえ、適切な誘導を行うとともに、歩行者動線を確保するため公共基盤の整備を行う必要があります。

川崎駅北口地区第2街区は、J R川崎駅と京急川崎駅の間位置し、通勤時には歩行者が輻輳し十分な歩行者空間が確保されていない状況であるため、民間再開発を誘導し安全な歩行者空間の形成を図る必要があります。

費用

平成23年度事業費 約6.4億円（国費 約2.7億円）

- ・ 北口自由通路等整備事業 約3.1億円（国費 約1.4億円）
- ・ 中幸町ポケットパーク整備等 約2.4億円（国費 約0.9億円）
- ・ 優良建築物等整備事業 約0.9億円（国費 約0.4億円）

効果等

北口自由通路の整備による、東西自由通路の混雑解消、東口と西口における回遊性の強化

川崎駅西口地区の公共基盤の整備による、歩行者動線の確保、回遊性の強化

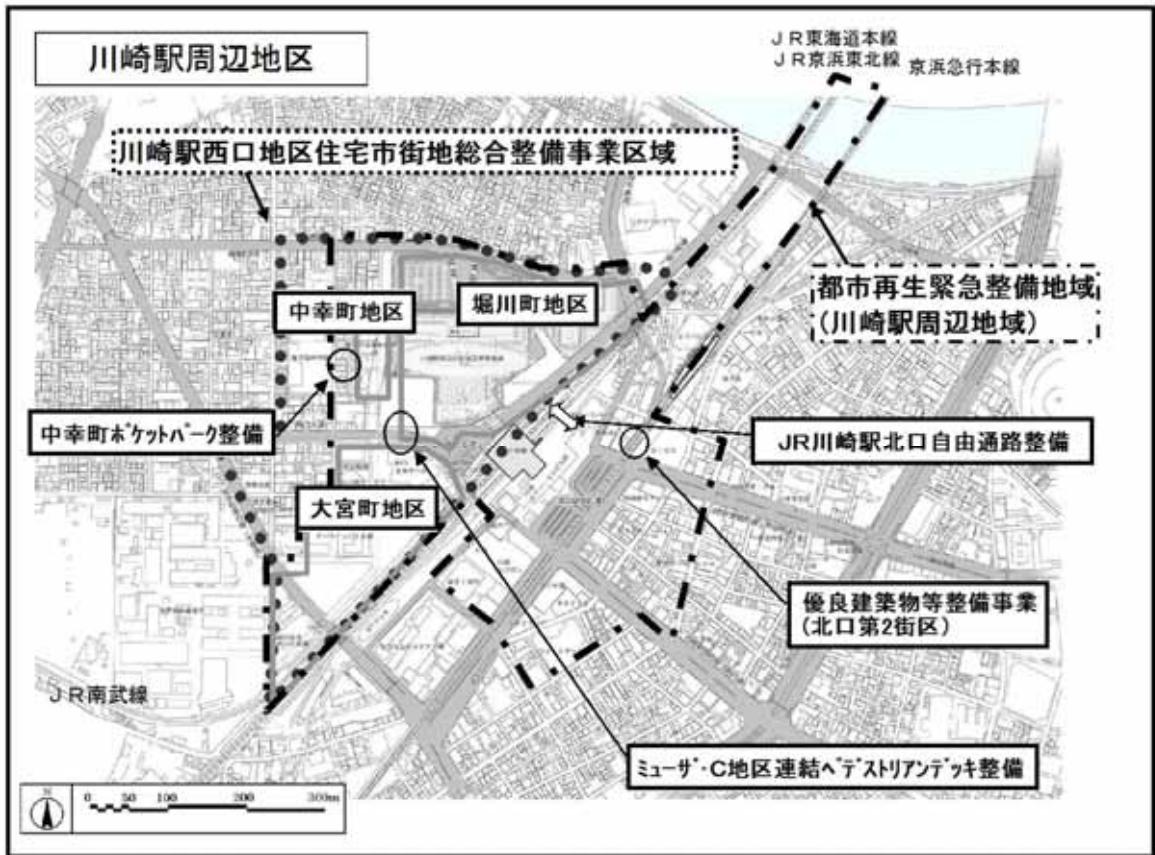


図 優良建築物等整備事業（北口第2街区）



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課

TEL 044-200-3009

交通政策室駅施設改善対策担当

TEL 044-200-2348

小杉駅周辺地区の整備について

【国土交通省】

要請事項

- 1 小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

要請の背景

本市では、小杉駅周辺地区を広域拠点として位置づけ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業を中心に駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指し、まちづくりを重点的に進めています。

これらの再開発事業により、南口駅前広場（4,500㎡）や地区幹線道路等の整備を行うとともに、図書館などの公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に延床面積約6万㎡の公益・商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。

平成23年度には、3地区の再開発事業で同時に施設建築物の工事に着手しますので、事業を推進し着実な工事の進捗を図る必要があります。

平成22年3月にJR横須賀線武蔵小杉新駅が開業しましたが、引き続きJR南武線との連絡機能の強化として、バリアフリー施設設置工事を行っていく必要があります。

費用

平成23年度事業費 約51.3億円（国費 約24.4億円）

- ・ 小杉駅周辺再開発事業関連 約50.5億円（国費 約24.1億円）
- ・ 小杉駅周辺交通機能整備事業関連 約0.8億円（国費 約0.3億円）

効果等

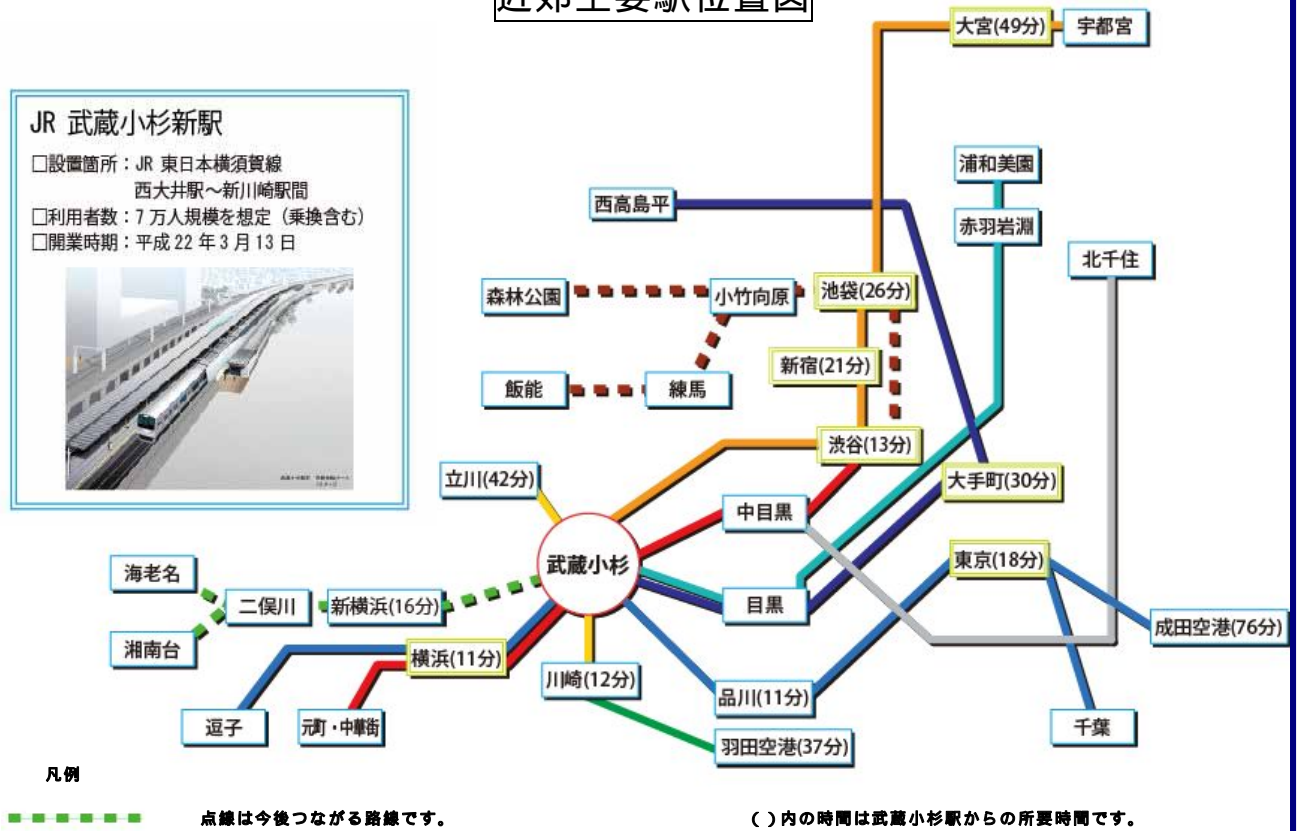
駅を中心に都市基盤整備、機能集積等が図られ、集約型の都市構造が実現されます。

横須賀線武蔵小杉新駅の南武線との連絡施設を整備することにより、駅利用者の利便性の向上が図られます。

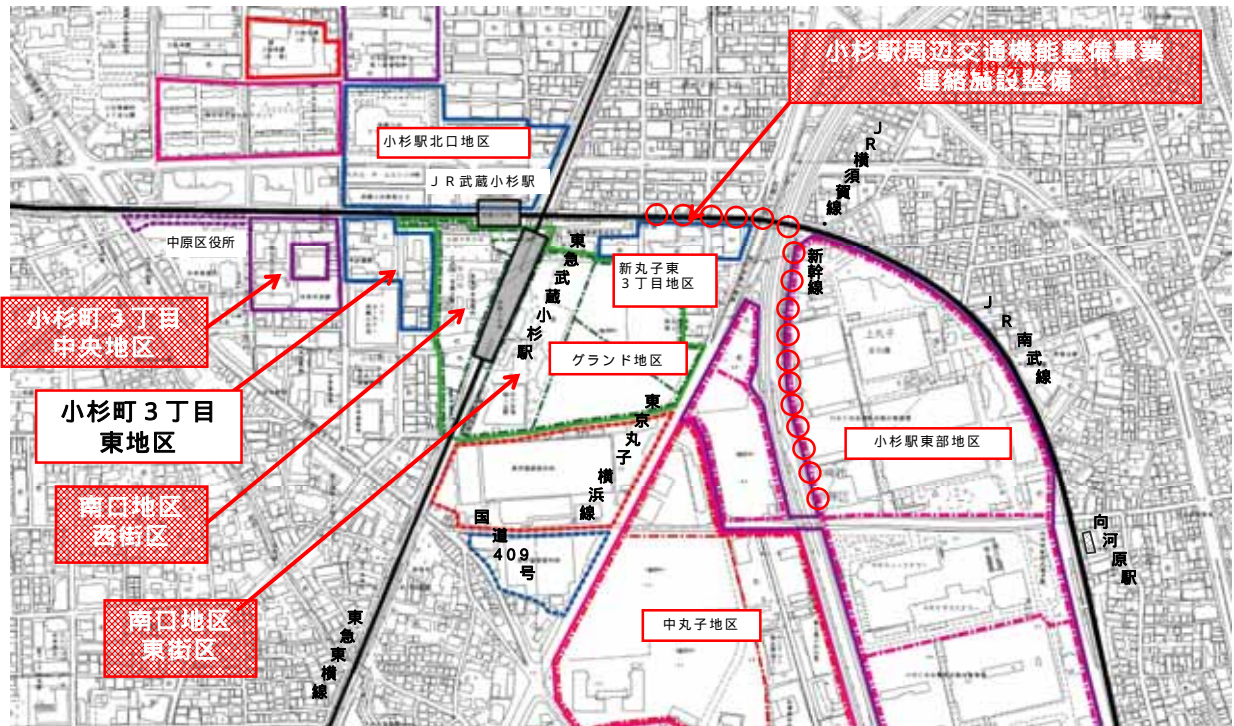
近郊主要駅位置図

JR 武蔵小杉新駅

- 設置箇所：JR 東日本横須賀線
西大井駅～新川崎駅間
- 利用者数：7万人規模を想定（乗換含む）
- 開業時期：平成22年3月13日



駅周辺事業地区位置図



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地開発部小杉駅周辺総合整備推進室

(新駅整備担当) TEL 044-200-3039

(拠点整備担当) TEL 044-200-2741

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【国土交通省】

要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、必要な措置を図ること。
- 2 羽田連絡道路の整備については、早期にルート・構造の検討を進め、国主体による事業として着手すること。
- 3 羽田空港及び京浜三港の国際競争力強化等を図る即効対策として、高速湾岸線等の料金を大幅に引き下げるとともに、扇島から直接、高速湾岸線へアクセス可能となるようインターチェンジ等を設置すること。

要請の背景

本市の臨海部地域は、コンビナートを形成するエネルギーや重化学工業などの企業が多数立地し、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。

しかしながら、こうした経済活動を支える交通インフラは、内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。

そのため、社会経済環境が急激に変化する中で、将来の産業構造の変化を見据えた臨海部全体の活性化につなげる交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。

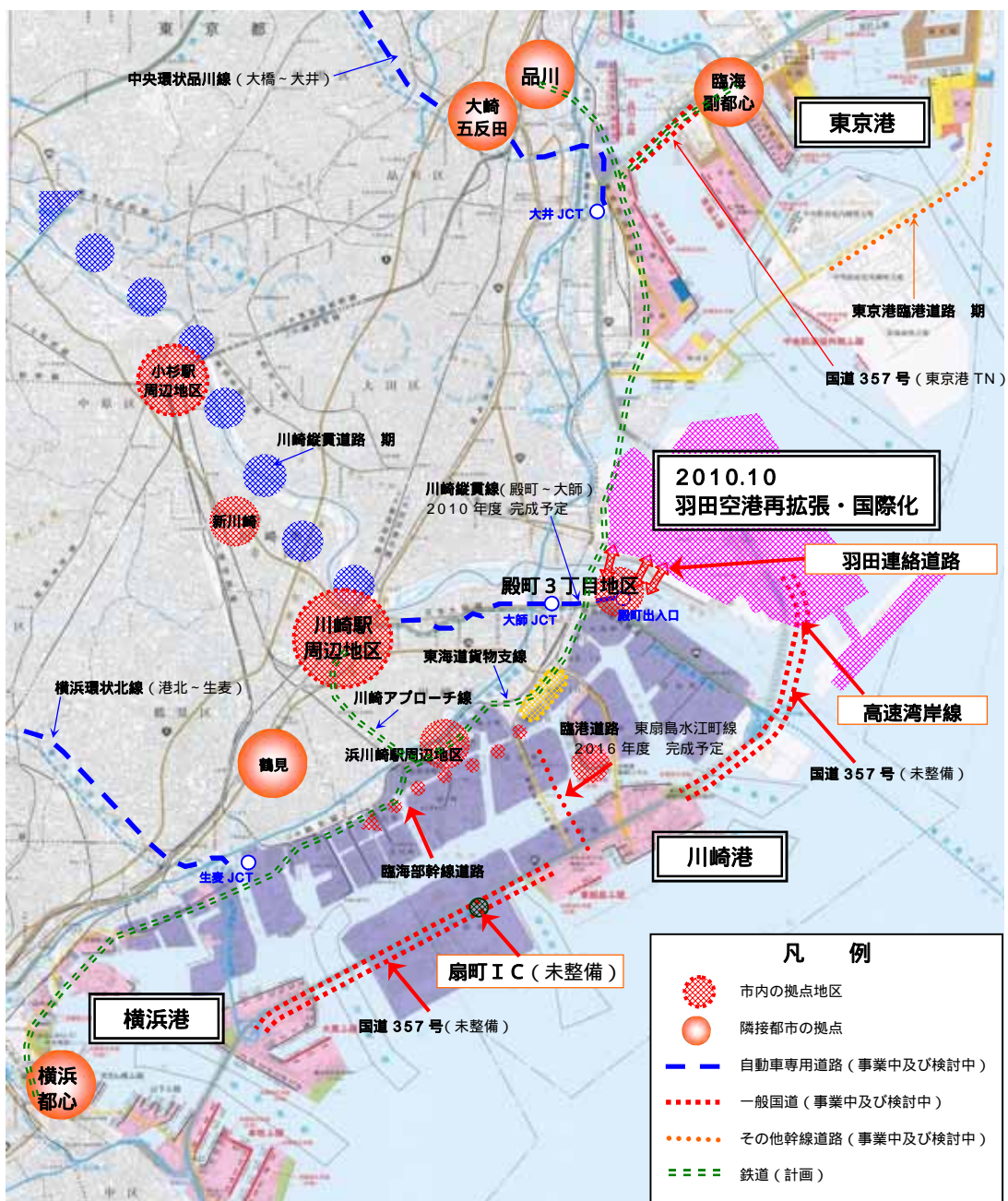
さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜三港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、

港湾の連携軸として、国道357号など広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められていますが、一方で、その整備には膨大な事業費と長い期間を要することから、既存の社会資本を活用し、早期に効果が発現される取組が必要であると考えます。

また、羽田空港の再拡張・国際化を目前に控え、空港と周辺地域や後背地とを連結する交通ネットワークの強化が求められており、とりわけ空港利用者の利便性向上のため神奈川方面からの空港アクセスの改善が急務となっています。

効果等

- 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善



この要請文の担当課 / 総合企画局神奈川口・臨海部整備推進室 TEL 044 - 200 - 2547
建設緑政局計画部広域道路課 TEL 044 - 200 - 2039

殿町3丁目地区における国際競争拠点の整備推進 について

【国土交通省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省】

要請事項

- 1 殿町3丁目地区における環境・ライフサイエンス分野の研究開発拠点整備について必要な財政措置を講ずること。
- 2 環境・ライフサイエンス分野の産業集積を図るため、先端的な研究開発に取り組む中小企業やベンチャー企業等の進出支援をするとともに、関連する国や大学等の公的研究機関の誘導について特段の配慮を図ること。
- 3 国際競争力強化のため、先端医療開発特区での取組を核とし研究開発・関連産業の立地や集積を推進するよう研究資金等の重点化・集中配分を図ること。

要請の背景

首都圏には、我が国を代表する先端技術や高度なものづくり技術を有する企業や研究開発機関が集積されており、今後においても国際競争力の強化に資する多様な資源を活かし日本の経済を牽引する重要なエリアです。

この首都圏の中心に位置する殿町3丁目地区においても、羽田の24時間国際拠点空港化の効果を最大限に発揮し、首都圏全体の国際競争力の強化に資するとともに、環境技術・ライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する大学・研究機関・企業等が集積した研究開発拠点の形成や国際拠点空港の補完機能としての臨空関連産業の集積により川崎臨海部を地球規模で人々の幸福に寄与する地区とすることを目指しています。

とりわけ、ライフサイエンス分野における先端医療開発特区の取組や、環境・健康関連研究施設の立地誘導を進めるとともに、首都圏における研究開発機能やものづくり機能を有機的に連携する取組を進めることにより、研究から製品化まで一体的な取組による国際競争力の強化に資する研究開発拠点の形成を目指しています。

効果等

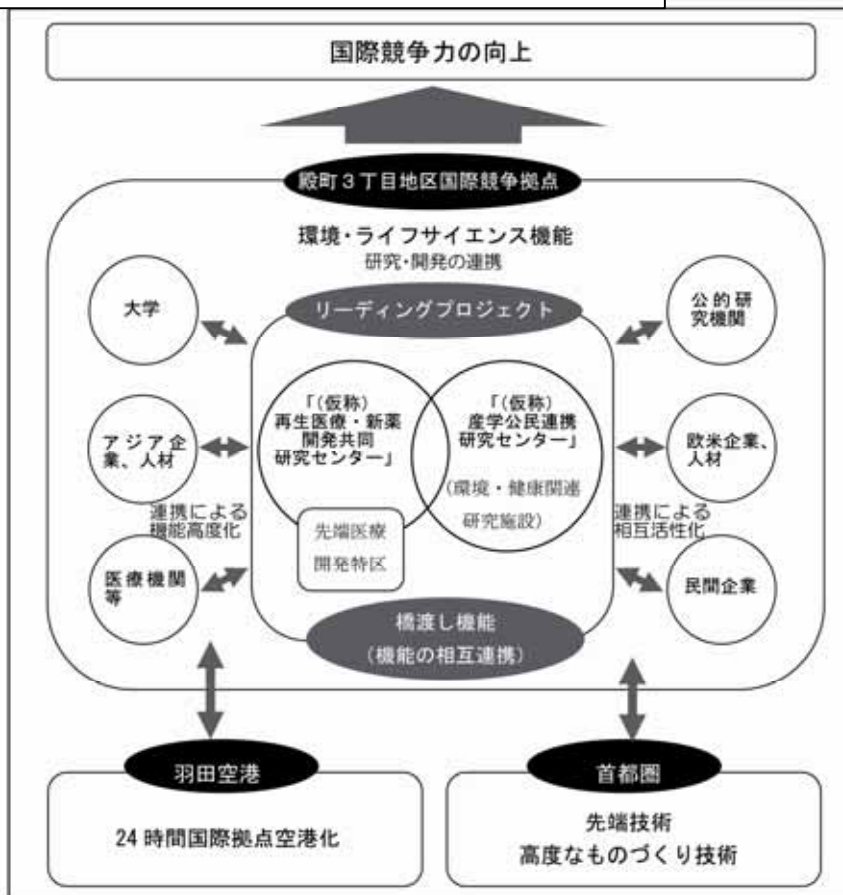
首都圏全体の国際競争力の強化
 研究開発・臨空関連機能の集積

殿町3丁目地区と羽田空港との関係



連絡道路
 (想定される概略ルート)

殿町3丁目地区国際競争拠点整備のイメージ図



この要請文の担当課 / 総合企画局神奈川口・臨海部整備推進室 TEL 044-200-2738

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜三港の一翼を担う川崎港が、国際港湾として適切に機能できるよう、港湾整備等に必要な財政措置を講ずること。
- 2 臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備促進のための財源を確保することにより京浜三港の国際競争力の強化を図ること。
- 3 浮島2期廃棄物埋立護岸の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 港湾の保安対策に対する施設の維持・管理及び人的経費について財政措置を拡充すること。
- 5 港湾施設の老朽化に対応した維持管理のために必要な財政措置を講ずるとともに、施設の延命化にかかる事業の拡充を図ること。
- 6 災害時における、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

要請の背景

京浜三港は、世界トップレベルの港湾を目指し、地方自治法に基づく協議会である「京浜港連携協議会」を設置して、合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を展開していることから、これら施策の財源確保が必要であります。

臨海部道路ネットワークの充実による物流機能強化及び市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路の確保のため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜三港の国際競争力の強化を図ることが必要であります。

市民生活や社会諸活動を支え持続的社会的実現に向け、市内から発生する一般廃棄物・建設発生土等を適切に処分するための最終処分場の確保が求められています。

改正SOLA S条約の発効と国内適用法が施行されたため、保安対策に関しての多額の費用と労力が継続的に必要となっています。

大規模災害時には東扇島東公園の基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換をはじめ、港湾機能の早期復旧が重要であることから、港湾における国を含めた協働体制を早期に確立することが必要となっています。

費用

平成23年度事業費 約132億円（国費 約74億円）

- ・浮島2期廃棄物埋立護岸整備、臨港道路（東扇島・水江町線）の整備

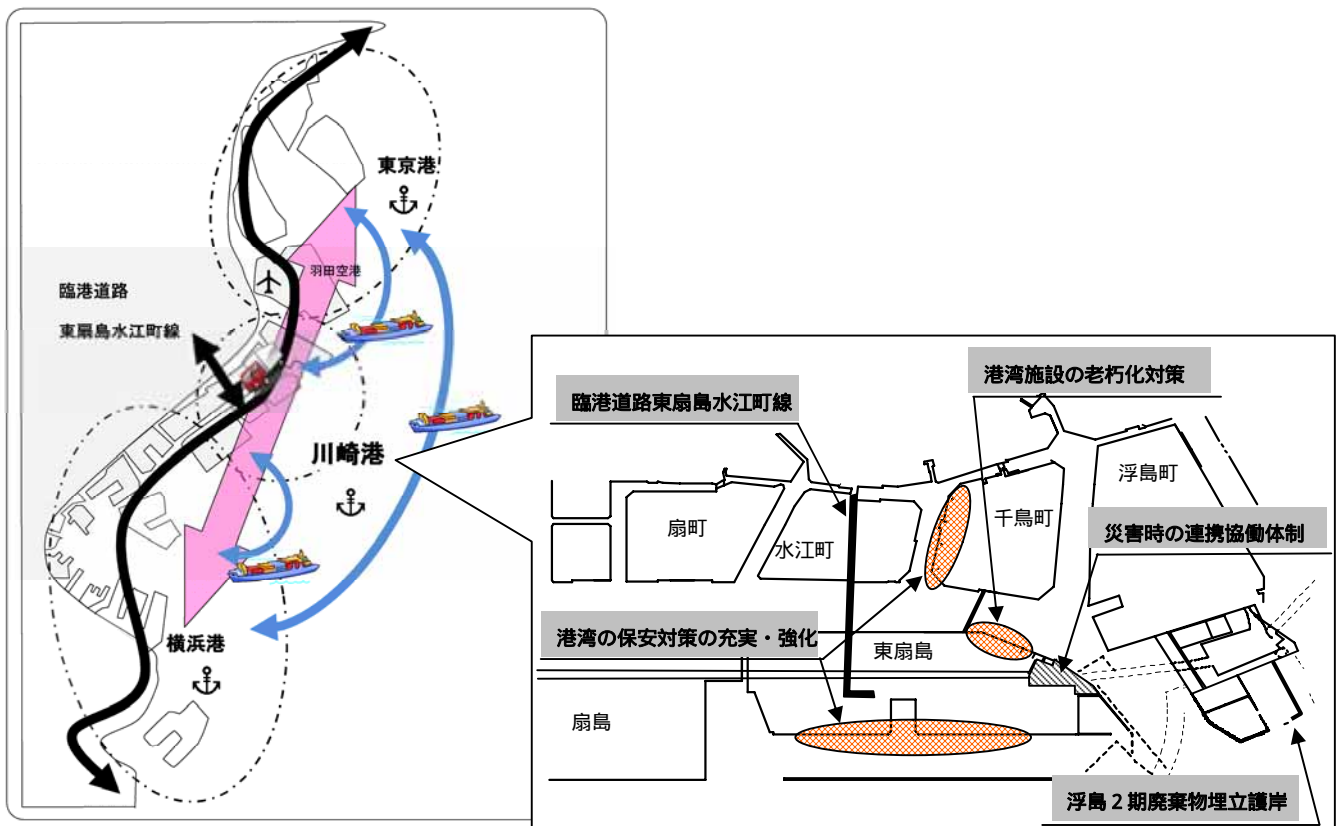
効果等

国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化

一般廃棄物、建設発生土等の適正処分による快適な市民生活や都市活動の維持

大規模災害発生時における支援体制の充実

港の保安対策の充実・強化



京浜三港位置図

要望内容

この要請文の担当課 / 港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

ナノ・マイクロ理工学分野の研究・開発に関する 産学官連携拠点の整備について 【文部科学省・経済産業省】

要請事項

- 1 「新川崎・創造のもり」地区において、ナノ・マイクロ理工学分野の研究の成果を産業化に結びつけるため、産学官連携による研究開発拠点の整備について、必要な財政措置を講ずること。

要請の背景

川崎市は、日本経済を牽引する優れたものづくり技術を有する製造業や 200 を超える先端研究開発機関が集積するなど、優れた産業基盤を有するとともに、再拡張・国際化を控えた羽田空港への近接性等の高い優位性を有し、市内 3 つのサイエンスパークが中心となり、世界的な研究成果や技術・製品が数多く生み出されています。

なかでも、慶應義塾大学の先端研究施設等が立地する「新川崎・創造のもり」地区においては、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学の日本を代表する大学からなる「4 大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム」が活動拠点を設け、川崎市との連携のもと、昨年度予算で措置された先端研究設備等を活用したナノ・マイクロ理工学分野の先端研究開発を開始しています。

日本には、研究開発から製品化まで一貫して作り上げることが出来る産学官連携施設はなく、研究の成果を産業化に結びつける点において、大規模研究拠点を有する欧米やアジア各国の後塵を拝している状況にあります。

ナノ・マイクロ理工学分野の研究開発は、環境・エネルギー、医療・ライフサイエンス等の成長産業分野を始め幅広い産業分野でのイノベーションの創出に寄与し、「成長戦略」の柱の一つである「科学・技術立国戦略」に大きく貢献する基盤技術であることから、この研究成果を製品開発に結びつけ、産業化に繋げるため、ナノ・マイクロ理工学分野の産学官連携拠点の整備を行うことは必要不可欠であります。

生活保護制度の抜本的改革について

【厚生労働省】

要請事項

- 1 制度疲労を起こしている生活保護制度を時代に即したものとするため、抜本的な改革に取り組むこと。

要請の背景

生活保護制度は、生活保護法第1条の規定により、憲法第25条の理念に基づき、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、国の責任において全国一律に実施する制度であります。したがって、本来的には国がその費用の全額を負担すべきものです。

制度の制定から半世紀以上を経過し、そのため社会経済構造の大きな変化に充分対応できなくなっているなど、制度疲労を起こしています。

全国市長会をはじめ地方から、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本的改革への取組について提案をしてきたところですが、国と地方が合意している「生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ」においても、中長期的に検討が必要とされた事項の検討にあたっては、雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含め、専門家等が参加した審議会、委員会等の場において幅広い議論を行い、生活保護制度の見直しに着手する必要があるとされています。

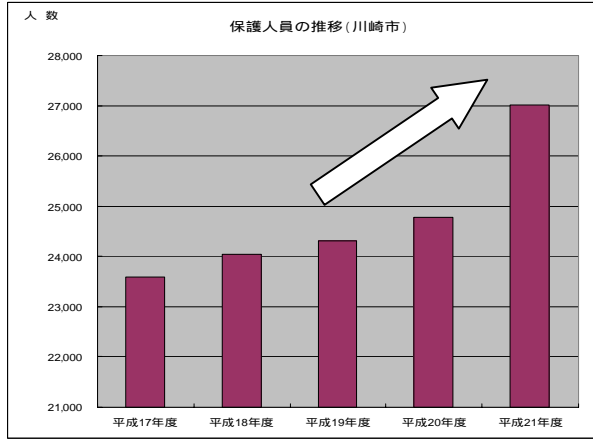
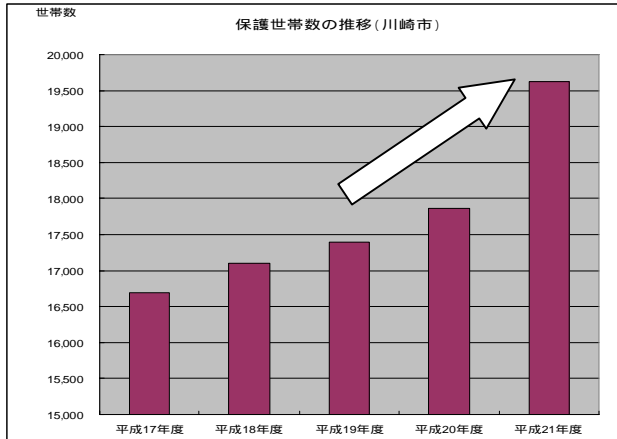
費用

生活保護扶助費推移

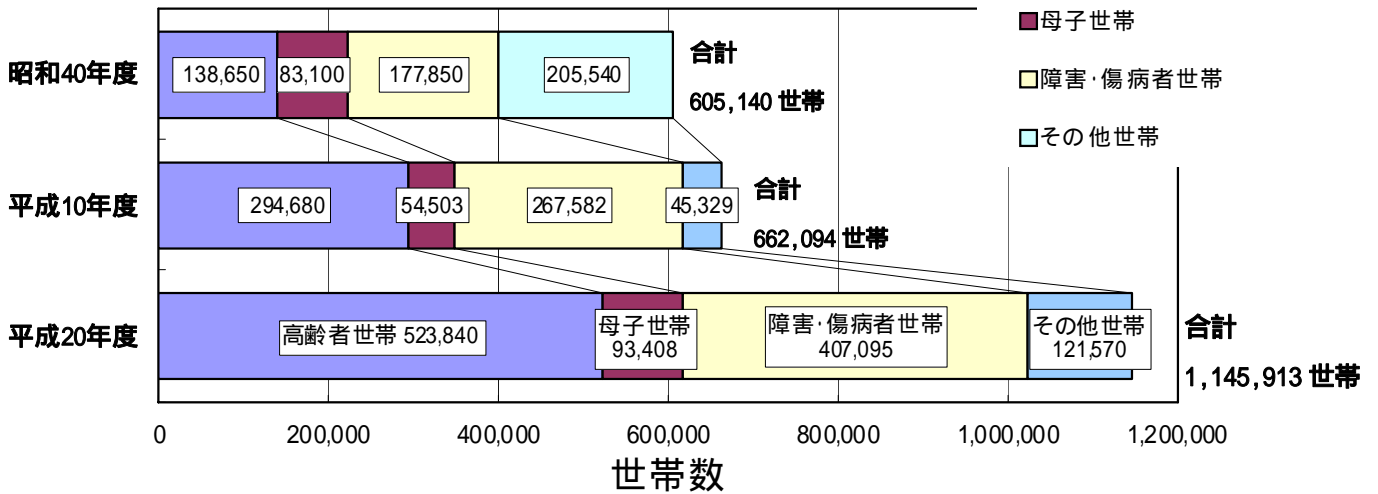
(単位：億円)

	H20予算	H21予算	H22予算
扶助費	435	450	510
うち国負担	324	334	380
うち市負担	111	116	130

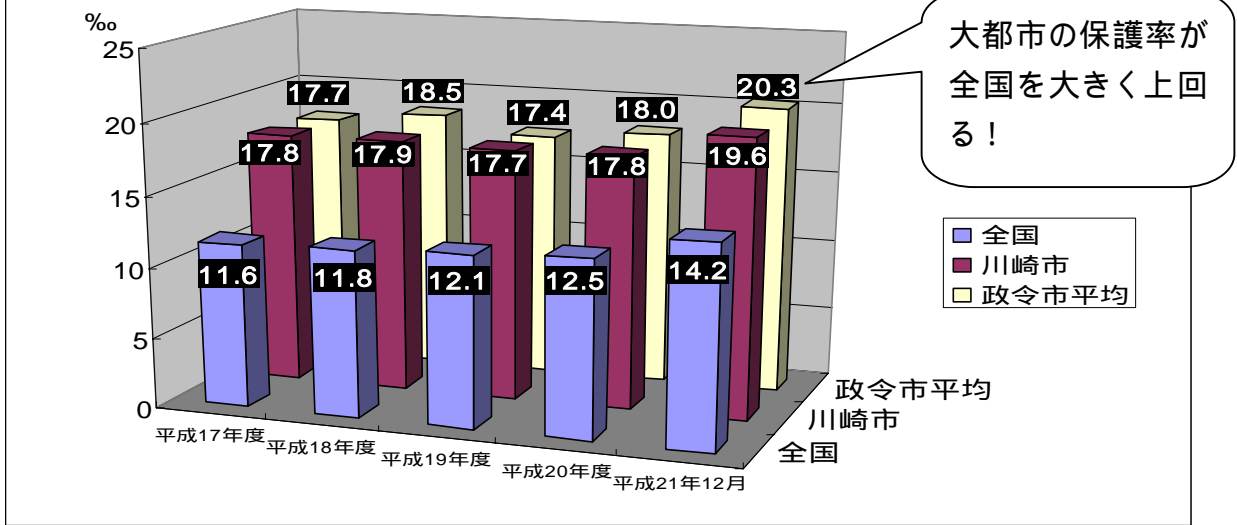
本市では、保護世帯・人員ともに 急増！
 予算額(H21 H22)も 60 億円増加



世帯類型別保護世帯数の推移(全国)



全国・政令市・川崎市の保護率推移(各年度平均)



この要請文の担当課 / 健康福祉局地域福祉部保護指導課 TEL 044-200-2643

地域の実情に応じた弾力的な介護基盤整備の推進について

【厚生労働省】

要請事項

- 1 特別養護老人ホームの整備について、多床室とユニット型個室との合築を認めるなど地域の実情に応じた弾力的な施設整備が行えるようにすること。
- 2 地域密着型に対する交付金である地域介護・福祉空間整備等交付金について、税源移譲を行うこと。

要請の背景

川崎市では、地域の活力を活かした新しい福祉文化の創造を目指した「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の着実な推進に向けた取組を行っています。

介護のセーフティネットとして中心的な役割を担う特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備は重要な課題です。特に特別養護老人ホームの多床室整備や一部ユニット型整備は、待機者の解消や低所得者の負担軽減、さらには高齢者の多様なニーズへの対応のため重要であります。

また、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設に係る補助金は、平成17年度から交付金化され、広域型施設に対する交付金は平成18年度から税源移譲により一般財源化されましたが、小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型施設は交付金のままとなっています。

費用

平成23年度主な介護保険関係施設整備事業費 約24億円（国費0.7億円）

- ・ 特別養護老人ホーム3か所（233床）等の整備

効果等

地域の実情に応じた多様な介護基盤の整備を推進することにより、地域の福祉力の更なる向上が期待

1 一部ユニット型特別養護老人ホームの整備について 本市における課題

入居希望者が多い			
平成21年9月末現在、入居申請者数			
		早く入居したい方	4,197人
		いずれ入居したい方	1,114人
多床室希望者が多い			
平成22年6月に開設予定施設における入居希望状況			
		個室利用希望者	19%
		多床室利用希望者	81%
ユニット型個室は利用料金が高額			
高齢者実態調査における個室ユニット型の利用料金について			
高い	43.3%	やや高い	23.0%
妥当	10.7%	その他	22.7%
ユニット型個室は多くの職員が必要			
従事者の状況			
ユニット型個室	入居者概ね1.8人に対し、介護職員1人		
従来型多床室	入居者概ね2.3人に対し、介護職員1人		
都市部では大規模な土地確保が困難			
入居者1人あたりの居室面積基準			
		ユニット型個室	13.20㎡
		従来型多床室	10.65㎡



多床室とユニット型個室との合築を認めること

2 地域密着型に対する交付金である地域介護・福祉空間整備等交付金について

都道府県交付金 → 平成18年に制度廃止・一般財源化
 広域型の施設の整備

市町村交付金 →
 地域密着型サービス拠点等の整備

地域介護・福祉空間整備交付金
 ・地域密着型サービス拠点等の整備

地域介護・福祉空間整備推進交付金
 ・地域密着型サービス拠点等の導入に必要な設備やシステムの整備
 ・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進

先進的事業支援特例交付金
 ・介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への施設転換
 ・既存特別養護老人ホームの個室・ユニット化改修
 ・緊急ショートステイ居室の整備
 ・既存小規模福祉施設のスプリンクラー整備 等



これらについて税源移譲を行うこと

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2633

「子ども手当」の地方負担について

【厚生労働省】

要請事項

- 1 次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援するのは国の責務であることから、平成23年度以降の子ども手当は、全額国庫負担とすること。
- 2 地方固有の自主財源である住民税を、国が決めた施策事業のため、一方的に用途を限定しないこと。
- 3 子ども手当の制度設計にあたっては、国と地方の役割分担とその理由を明確にするとともに、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

要請の背景

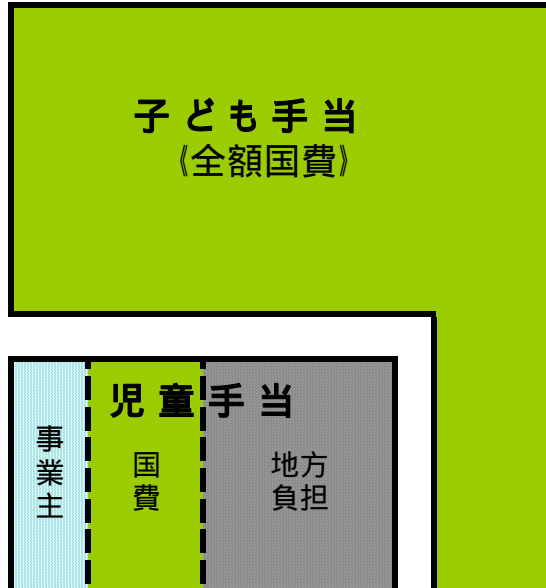
国は平成22年4月から、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に一人につき、月額13,000円を養育している親等に支給する子ども手当を創設しました。

当初、マニフェストでは、月額26,000円を満額国費で支給するとしていたが、財源の関係で平成22年度は半額の13,000円とし、子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給することとしたため地方負担が継続して求められることとなっています。

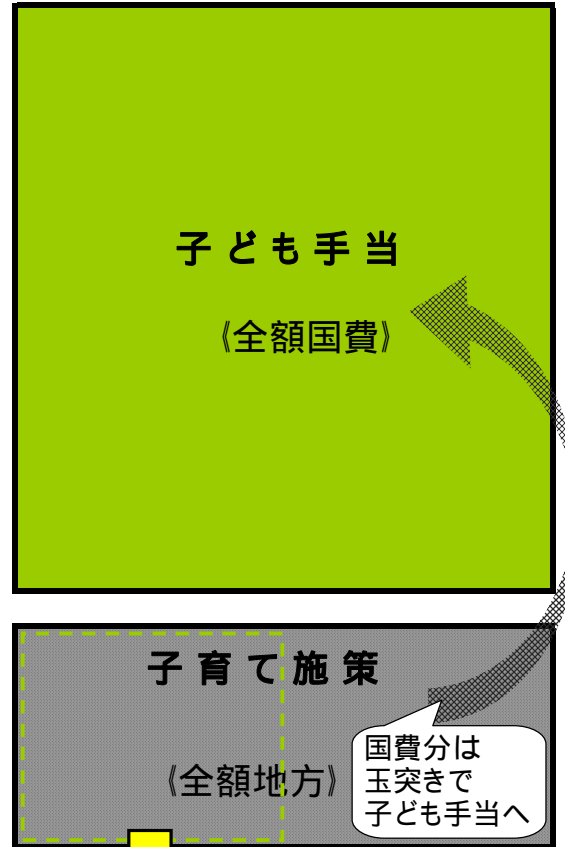
子ども手当の取扱いに関する4大臣の合意文書では、平成23年度における子ども手当の支給について、平成23年度予算編成過程において改めて検討することとされていますが、最終的に子ども手当の財源として住民税の扶養控除廃止による増収分等を活用することについて記載されています。地方固有の自主財源である住民税を、国が決めた施策事業のため、一方的に用途を限定することはあってはならない。

子ども手当等について（イメージ図）

【平成22年度】



【平成23年度～】
今後検討



扶養控除の見直しに伴う住民税の増収分により、子育て施策の国負担分を地方に負担させ、玉突きで国の財源を子ども手当に充てるよう制度設計している。

住民税は、地域の実情に応じて実施するサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策事業のため、一方的に用途を限定するようなことはあってはならない。

保育所整備及び保育所職員配置基準の改善に対する継続的な措置について

【厚生労働省】

要請事項

- 1 増大する保育ニーズに伴う保育所の増設に対応するよう、安心こども基金の継続等、必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 本市における児童福祉施設最低基準を上回る職員配置基準に即した、財政措置をとるとともに、認可外保育施設も含め必要な財政措置を継続的に行うこと。

要請の背景

川崎市では、「川崎市保育基本計画」を策定し、保育環境の整備等の充実に取り組んできました。しかしながら、保育サービス利用ニーズの高まりに伴い、保育所利用申請数も大幅に増加しており、こうした需要に対応すべく平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、入所受入枠の拡大を図ってきたところです。

入所受入枠の拡大を図るため、保育所の増設を推進してきたことから、運営費及び整備費の財政負担も増大していること、また、本市においては、良好な保育環境を確保するため、独自に国基準を上回る職員配置基準を定めており、民営保育所においても公営保育所と同様の職員配置基準により運営をしているだけでなく、ほとんどの保育所において障害児保育を実施しており、児童の障害の程度に応じ保育士の更なる加配を行っています。

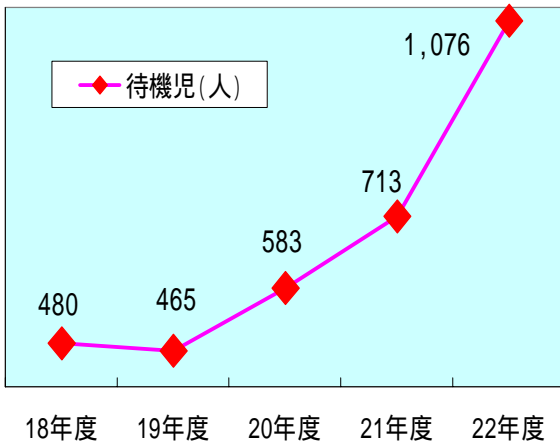
また、整備費の補助に関しても、社会福祉法人等が保育所を設置しやすいよう、独自に国基準を上回る施設整備費補助を行っています。

人口過密地域である本市においては、認可外保育施設も待機児童解消に大きな役割を果たしているため、市単独で施設整備費や運営費の助成を行っています。

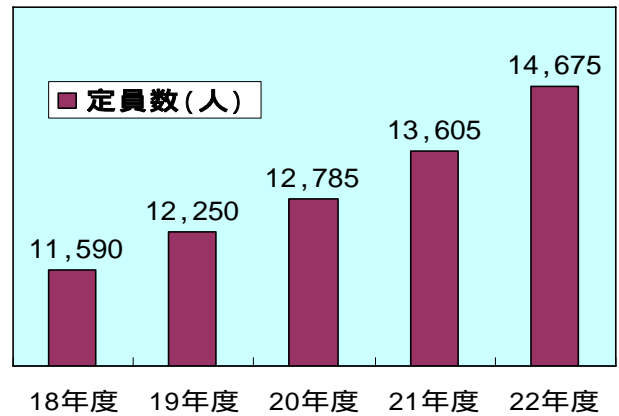
新たな保育所保育指針においても、保育所に求められる機能や役割がますます重要なものとなっている中、良好な保育所の運営や整備を行う際には、本市の厳しい財政状況下においては、財政措置が継続的に行われることが必要です。

児童受入枠の
拡大が必要

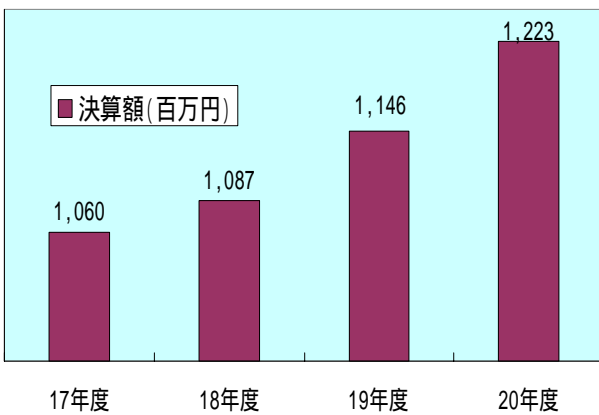
待機児童数の推移



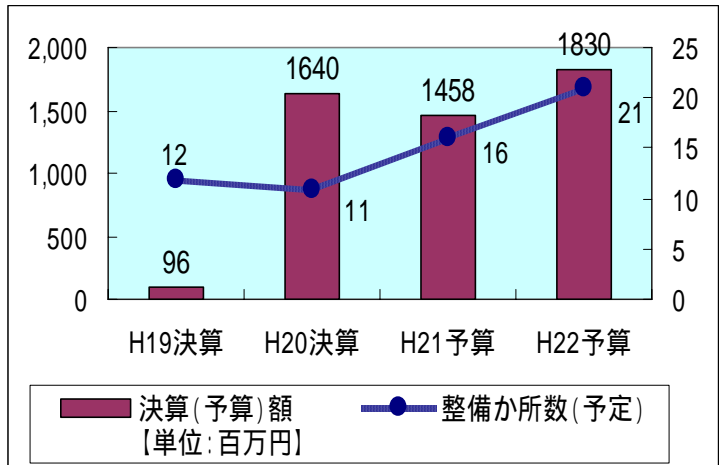
認可保育所定員数の推移



認可外施設整備・運営費の推移



民設保育所整備数及び整備事業費の推移



川崎市保育所職員配置基準

	国基準	川崎市職員配置基準
保育士	0歳児のこども3人に対し 保育士1人	0歳児のこども3人に対し保育士1人 産休明けの受入を行う場合は1人加配
年休代替要員 (予備保育士)	0人	1施設に1人配置
休憩・休息要員 (充実保育士)	0人	保育士4人につき1人加配
調理員	調理員を置かなければ ならない(人数規定なし)	定員60~95人:調理員1人 定員120人:調理員2人 定員210人:調理員3人
用務員 年休代替要員 栄養士	0人	各々1施設に1人配置

この要請文の担当課 / 市民・こども局こども本部保育課・保育所整備推進室 TEL044-200-2662